

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人佐久間哲雄、同若林律夫の上告理由一について

唯一の証拠方法でない限り、当事者の申し出た証拠を取り調べるか否かは、事実審裁判所の自由な裁量に委ねられているところ、本件記録に徴すれば、上告人が原審において申し出た証人Dが唯一の証拠でないことが明らかであるから、原審が右証人の尋問の申出を採用しなかつたとしても、違法とはいえない。論旨は、採用することができない。

その余の上告理由について

判決の理由には、原告が請求原因として主張した事実が自白、証拠等の資料によつて認められるか否か、認められるとすれば被告が抗弁として主張した事実が同様資料によつて認められるか否か、及び認められた事実に対して法を適用した結果どうなるかを示せば足りるものであつて、裁判所が証拠を排斥する理由を一々説示する必要のないことは、当裁判所の判例とするところである（昭和二四年（オ）第三四号同二五年二月二八日第三小法廷判決・民集四巻二号七五頁、昭和三〇年（オ）第八五一号同三二年六月一日第三小法廷判決・民集一一巻六号一〇三〇頁）。したがつて、原審が判決の理由において単に事実の認定の資料として採用した証拠の標目を摘示し、これに反する証拠を措信し難いとして排斥する旨説示しただけで、所論のように心証形成の過程について判示しなかつたとしても、違法を来すものとはいえない。

論旨は、ひつきよう、原判決の結論に影響を及ぼさない事項についてその不当をいうものにすぎず、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	宮	崎	梧	一
裁判官	栗	本	一	夫
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	鹽	野	宜	慶